

総務政策委員会記録

開会年月日	令和5年12月20日
開会時刻	午前11時12分
閉会時刻	午前11時23分
出席委員名	◎辻 孝記 ○川口 浩 久保 真 鈴木豊司
	岡田善行 西山則夫 浜口和久
	藤原清史 議長
欠席委員名	なし
署名者	久保 真 鈴木豊司
担当書記	中谷圭佑
審査案件	議案第134号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第9号） （総務政策委員会関係分）
	議案第136号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
説明員	環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長
	消防長、消防本部次長、消防本部参事、予防課長、予防課副参事
	その他関係参与

審査経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に久保委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、当日の本会議において審査付託を受けた「議案第134号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分」及び「議案第136号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定した。委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時12分

◎辻孝記委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、久保委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました「議案第134号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分」及び「議案第136号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」であります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第134号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）（総務政策委員会関係分）】

◎辻孝記委員長

それでは「議案第134号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

議案第134号の補正予算書の8ページをお開きください。8ページです。

歳入の審査を一括でお願いいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

1ページから3ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります

以上で議案第134号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第134号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第9号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第136号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎辻孝記委員長

次に、追加で配付されました条例等議案書の1ページをお願いします。

1ページから15ページの「議案第136号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

戸籍の関係と消防の関係、2点お聞かせをいただきたいと思います。

まず戸籍の関係でございますが、改正戸籍法が令和6年3月1日から施行されるわけでございますが、どのように変わっていくのかという部分で教えてほしいんですが、先ほど、副市長のほうからも補足の説明があったわけでございますが、私は単純にですね、戸籍、除籍の謄抄本が従来本籍地の市町村でしか取れなかったものが、どこの市町村でも取れると、単純にそれだけかなというふうに思っておったんですが、その辺の説明とですね、市民にとって、どのようなメリットといたしますか、便利度が増すのか、その辺少し具体的にですね、説明いただけないでしょうか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

3月1日以降ですけれども、まず先ほど委員仰せのように、本籍地以外の市区町村の窓口におきましても、戸籍証明書等の発行が可能となります。現在ですと本籍地の窓口で請求いただくこととなりますけれども、最寄りの市区町村の役場で取っていただくことが可能になるというのが1つ。それから、相続等で複数の戸籍が必要な場合、本籍地が分かれておりますとそれぞれの本籍地へ請求をしていただくということでございますけれども、3月1日以降は、1つの窓口で請求いただくことが可能となるというところが、便利になる点かなというふうなところです。

もう1点、戸籍電子証明書提供用識別符号という発行の事務が始まるのですけれども、こちらにつきましては、まず、電子証明書といいますのは、戸籍謄本の電子版というふうにお考えいただくということなんですけれども、行政手続におきまして、現在ですと申請書に添えて、戸籍謄本等の添付を求められる場合がありますけれども、3月1日以降は、まず申請される方は、市区町村の窓口で識別符号の発行を求めていただくこととなります。パスワードのようなものですけれども、申請書にこのパスワードを添えて、行政機関に提出いただきまして、行政機関側はそのパスワードを用いて、ひもづいている戸籍情報を確認いただくということで、オンライン上での申請も可能になっていくという予定がされています。以上でございます。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

識別符号というのが、どこでも発行、どこの市町村でも発行してもらえるんですか。

◎辻孝記委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

3月1日以降は広域交付が始まりますので、電子情報になっているものにつきましてはどこの市区町村の役場でも発行ができるということになります。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。それから消防の関係でございますが、この製造所であるとか、貯蔵所等につきましては、非常に多くの種類があるかというふうに思います。今回ですね、なぜ、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所と浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所ですか、その部分が改正になってきたのか、といいますのは例えば、他の地域でですね、事故等があ

って、審査が厳しくなってきたんやとそんなことになるのかなというふうに思うんですが、なぜこの部分だけの改正になったのかその辺、分かっておればお示し願えますか。

◎辻孝記委員長
予防課副参事。

●北村予防課副参事

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所につきましては、構造などが複雑であり、大規模な施設に設置されていますことから、国において令和2年に安全対策が強化されたことに伴い、審査時間が増加していること、これに人件費、物件費等を反映するため、今回手数料が改正されたものでございます。また、阪神淡路大震災、東日本大震災の大地震において、実際に火災や漏えい事故が発生しており、危険性が高いことから、安全対策の見直しが図られたものでございます。以上でございます。

◎辻孝記委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

あとですね、今回の手数料改正のすごく高額な部分で、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上の施設が対象ということなんですが、これ市内に対象となる施設はあるんでしょうか。

◎辻孝記委員長
予防課副参事。

●北村予防課副参事

市内及び当管内においてはございません。以上でございます。

◎辻孝記委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。それでですね、今回の改正に限らず、この伊勢市の手数料徴収条例が、管内と先ほど出ましたんですが、玉城町でとか、度会町のほうにも適用がされるのかなというふうに思うんですが、その根拠というのはどこにあるのか、教えていただけないですか。

◎辻孝記委員長
予防課長。

●辻原予防課長

玉城町及び度会町における消防事務につきましては、地方自治法の規定により、伊勢市が事務の委託を受けております。事務の委託を受けた伊勢市の例規は、委託した玉城町及び度会町の例規として、その効力を有するものと定められておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

分かりました。地方自治法の関係で、伊勢市の条例等の効力が適用されているということは理解をいたしました。ただ質問は以上なんですけど、この委託の状況に関しましてですね、まだ少し疑問な部分がありますので、またこれから、御指導もいただきながら勉強もさせてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようですので、以上で議案第136号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第136号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分

上記署名する。

令和5年12月20日

委員長

委員

委員